

事例研究 行政法 (第2刷)

頁数	修正箇所(1刷)	修正後(2刷)
目次	2 まちづくり行政領域 3 給付行政領域 4 人事行政領域 1 情報公開行政領域 2 まちづくり行政領域 3 給付行政領域 4 人事行政領域	2 まちづくり行政 3 給付行政 4 人事行政 1 情報公開行政 2 まちづくり行政 3 給付行政 4 人事行政
凡例	判例集・判例解説 百選 ~ 行政法判例百選 ~ (第5版) C B ケースブック行政法(第3版)	百選 ~ = 行政法判例百選 ~ (第5版) C B = ケースブック行政法(第3版)
p 51 p 52 p 56 p 68 p 137 p 154 p 155	〔設問〕 1. Xは指定医師の取消しに (第25条違反) 審査請求の前置を 12行目 なお、...を見る限り、審査請求前置 (2)の9行目冒頭 欠く。	1. Xは指定医師の 指定取消し に 不服申立ての前置を なお、...を見る限り、 不服申立前置 「。」は不要なのでトル 2号を削除。3号を挿入。 二 (略) 3号 三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣 が第5条第2項の規定により指定するものをいう。 四 ~ 六 (略)
	自然公園法の2条1号、2号の引用部分 三~六(略)	2号を削除。3号を挿入。 二 (略) 3号 三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣 が第5条第2項の規定により指定するものをいう。 四 ~ 六 (略)
	〔問題1〕 下から6行目 「...、条例8条4号所定」	「...、条例8条 1項 4号所定」
	〔設問1〕 3. 「条例8条4号所定...」	「条例8条 1項 4号所定...」

事例研究 行政法 (第2刷)

<p>p 161</p> <p>p 162</p> <p>p 163</p> <p>p 164</p> <p>p 206</p> <p>p 310</p> <p>p 363</p> <p>p 366</p> <p>p 402</p> <p>p 403</p>	<p>. の 2 行目 条例 8 条 4 号 所定 〔設問 2〕 4 . の 2 行目 条例 8 条 4 号 所定 解説 2 . の 8 行目 Y 県知事は、... 条例 8 条 4 号</p> <p>上から 7 行目 (条例 8 条 4 号)</p> <p>上から 2 行目 いずれも... 条例 8 条 4 号 ワンポイント解説 下から 5 行目 1967 (昭 37)</p> <p>上から 3 行目・下から 10 行目 条例 8 条 4 号</p> <p>〔関連問題〕 最後の行 この件</p> <p>ワンポイント解説 下から 13 行目 ...、この住民訴訟では、...</p> <p>冒頭 別表第 2</p> <p>〔設問〕 5 . の 2 行目 ...あろうか。また、もし、... 4 行目 ...被告が敗訴し...</p> <p>【資料 3】 学校教育法施行令第 5 条 一～二 (略)</p> <p>【資料 4】 A 町学校適正配置審議会条例 3 条 2 項 2 号 市議会議員</p>	<p>条例 8 条 1 項 4 号 所定</p> <p>条例 8 条 1 項 4 号 所定</p> <p>Y 県知事は、... 条例 8 条 1 項 4 号</p> <p>(条例 8 条 1 項 4 号)</p> <p>いずれも... 条例 8 条 1 項 4 号</p> <p>1962 (昭 37)</p> <p>条例 8 条 1 項 4 号</p> <p>この県</p> <p>事 トル</p> <p>別表第二</p> <p>また、もし、 トル</p> <p>被告が敗訴し トル</p> <p>(略) 11Q</p> <p>町議会議員</p>
<p>p 428</p> <p>編 者・執 筆者</p>	<p>北村和生先生 立命館大学法科大学院教授</p> <p>安本典夫先生 立命館大学法学部教授</p>	<p>余分な「法」をトル</p> <p>立命館大学法科大学院教授</p>